

令和6年2月20日（火）

於・農林水産省第3特別会議室

## 第215回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時04分 開会

○望月林政課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を頂き誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます林政課長の望月でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中15名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

お手元に参考1として、林政審議会委員名簿を配布しておりますが、本日は飯塚委員と河野委員にオンラインで御出席を頂いております。小貫委員、小山委員、佐藤委員、出島委員、福島委員は御欠席であります。

林野庁の出席者につきましては、お手元の参考2を御覧いただければと存じますが、前回の林政審議会で不在となっていた木材利用課長には、新たに難波課長が就任しておりますことを御紹介させていただきます。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長にお願いしたいと思います。

土屋会長、よろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆様、こんにちは。

もう年度末もかなり押し迫ってまいりまして、天候の方はもう年度末を過ぎて4月以降になったみたいな天気になっていきますけれども、暦の方は忙しいのはクリアされないので、皆さん御自愛ください。

そういう中で、今回も林政審議会を開催させていただきます。御多忙のところ御参集いただき本当にありがとうございます。

恒例のように、初めに青山林野庁長官の方から御挨拶をお願いいたします。

○青山林野庁長官 林野庁長官の青山でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席を頂きましてありがとうございます。今年最初の林政審議会ということで、よろしくお願いしたいと思います。

今年は1月1日に能登半島で大変な災害が起きまして、林野庁も発災直後から職員を派遣して現地の被災の状況等の確認と、それから1月に支援パッケージというのを政府で取りまとめ

ましたけれども、これが山地災害なり、林業者の方々の支援、木材加工業者の皆さんの支援、キノコ生産者の皆さんの支援等を行ってまいりますけれども、しっかりと行っていきたく思いますので、皆様方のお力添えもお願いしたいと思います。

今日は森林整備保全事業計画につきまして御審議を頂くことになっております。森林・林業基本計画、全国森林計画に続いてこちらの審議をお願いするわけでございます。

また、それに加えまして、能登半島地震の対応の状況と、それから先ほど申し上げました、政府として生活者や生業の支援パッケージがございますので、その御報告をさせていただきますのと、昨年末の森林環境譲与税の基準見直しを含めました税制改正について御報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今日は施策部会もこの後に予定されておりますので、しっかりと御議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○土屋会長 青山長官、どうもありがとうございました。

私の御挨拶の中で触れるのを失念していたのですが、年始早々に大災害が起きて、その後もなかなか復興が進んでいかないという状況があるわけで、関連の御報告があるというのは非常に重要なことだと思っております。

それでは、今長官の方からもありましたが、今回は森林整備保全事業計画の策定についてというのが主な議題になります。議事の（１）がそれになります。森林整備保全事業計画の策定についてということで、昨年9月の審議会において諮問を受けております。それ以降、林野庁において検討委員会を設置してございまして、そこで検討を行って、次期計画の素案を作成してございました。今日はそれを示していただいて、皆様に御審議いただきたいと考えております。

それから、これも先ほど御紹介ありましたが、その他の議事として、「令和6年能登半島地震への林野関係の対応状況」、「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（農林水産関係）」、「令和6年度林野関係予算」、「森林環境譲与税の譲与基準見直しを含む税制改正事項」について、事務局から説明を受けることになっております。この「その他」についてもいろいろ議論するところがあるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに、事務局の方から議題（１）の森林整備保全事業計画策定についての御説明をお願いいたします。

○齋藤計画課長 それでは、計画課長齋藤から森林整備保全事業計画の策定について御説明をいたします。資料の1-1を御覧いただきたいと思っております。

おめくりを頂きまして1ページ。

これは昨年も御紹介しておりますけれども、森林整備保全事業計画は農林水産大臣が森林法第4条の規定に基づきまして、旧年中も御審議を頂きました全国森林計画の作成と併せて5年ごとに立てる計画でございます。

この森林整備保全事業計画ですが、全国森林計画の掲げる森林の整備・保全の目標の計画的な達成に資するため、森林整備事業及び治山事業の目標や成果指標等を定めるものでございます。

計画期間は、次期全国森林計画の計画期間である令和6年度から令和20年度のうち、最初の5か年が対象になり、令和6年度から令和10年度となります。

2ページを御覧ください。

2ページにありますとおり、先ほども土屋会長から御紹介ありましたとおり、9月に諮問をさせていただきました。10月及び11月の2回、現行計画における成果指標の達成状況を検証しながら、次期計画の成果指標の検討のために各研究分野の専門家による委員会におきまして、個別の指標ごとに具体的な検討を行ってまいりました。

正に森林・林業基本計画及び全国森林計画を見直したもの、この中でも今回の全国森林計画の改定では、花粉症発生源対策の加速化とか労働力の確保の促進とか高度な森林資源情報の整備・活用、そういった情勢の変化ということ年全国森林計画の中に織り込んでございますけれども、そういったもののうち、森林の整備・保全の目標の計画的な達成に資するために森林整備事業及び治山事業の目標は成果指標等とすべき直接的な要素を勘案して検討してまいっております。

3ページを御覧ください。

3ページに事業の実施の目標と成果指標案につきまして、左側を現行成果指標で、右側が次期成果指標案ということで、大きな変更点について御紹介をしております。

まず一つ目でございますけれども、次期成果目標の(2)のところに、国民の多様なニーズに応える森林への誘導について、花粉症対策に関する指標として、④スギ人工造林面積に占める花粉の少ない苗木の植栽面積の割合を新設いたしました。

このこととの関係で左側、現行成果指標の目標、「生物多様性の保全等のニーズ」としていたものを「国民の多様なニーズ」に改めることとしております。

基本的な考え方は変わっておりませんが、代表事例として、現行では生物多様性の保全とうたっておりましたが、次期成果指標におきましては、国民の多様なニーズと花粉症対策の話も読み込めるように改めております。

新設の花粉症対策苗木の植栽に係る指標については、ちょっと進みますが、5ページの右側赤囲みがしておりますところに目標の概略を説明しております。これはシンプルに面積割合ということでございます。

お戻りを頂きまして、二つ目に目標（1）の安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与の①の指標について、森林資源の成熟に伴い再生林の指標と統合する観点。

それから、目標（2）の生物多様性等のニーズに応える多様な森林への誘導の⑤の指標について、適切な再生林が齢級構成の偏りの改善を促す観点から、再生林の指標に統合をする観点。

そして、目標（3）の持続的な森林経営の推進の⑦の（ア）の指標について、再生林に加えて間伐による健全な森林への誘導も評価することとして、次期成果目標（案）の目標（3）森林資源の循環利用を通じた持続的な社会の実現への寄与の目標の⑥の指標に、森林資源の適正な管理による健全な森林への誘導率に統合をさせていただきました。

また、目標（3）の記載が改まっておりますが、この目標以外の目標が森林整備等により期待される目指すべき姿を示しておりますけれども、こういった観点から持続的な森林経営のみならず、そのことにより何を目指しているのかを示すように改めました。

指標については6ページの右側に御紹介をしております。

お戻りを頂きまして、三つ目でございます。目標の（1）安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与の①の指標、それから②の指標について一部見直しを行います。4ページの左側でございます。赤字で書いているような観点で修正をしております。

お戻りを頂きまして、四つ目に目標（4）の山村地域の活力創造への寄与の⑧の指標について二つあった基準を統一し、より野心的な目標値に修正する一部見直しを行います。具体的なものは7ページの右側に記載がございます。赤字に書いているような観点でございます。

それから、今御参照いただきましたが、4ページから7ページにそれぞれの指標ごとの目標の成果指標案について資料を掲載してございますけれども、8ページに再掲がございまして全体を俯瞰できますので、こちらにより説明をさせていただきます。

重点的に取り組む目標ごとに事業の達成状況を測定する主な成果指標等を設定しております。

まず、目標の1、安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与の関連ということで、①周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮されている集落数、先ほど説明させていただいたとおり一部見直しを行っております。令和5年度の集落数5万8,100に対しまして、令和10年度6万0,500集落というふうに改めたいと考えております。

②防災機能の発揮の観点から森林の保全等を行った海岸防災林や防風林などの延長、これを

令和10年度で9,000キロメートルとします。

それから、二つ目の目標、国民の多様なニーズに応える森林への誘導の関連でございます。

③で育成複層林に誘導することとされている育成単層林のうち、育成複層林に誘導した森林の割合。令和5年度を1.5%、これに対しまして令和10年度に4.3%としたいという指標でございます。

④、こちらも説明させていただいたとおり、スギ人工林面積に占める花粉の少ないスギ苗木植栽面積の割合、50%である令和3年度に対しまして、令和10年度に70%ということでございます。

目標の3、森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与ということでございますが、⑤の安定的、効率的な木材供給が可能な育成林の資源量、令和5年度の21.7億立方に対しまして、令和10年度に25.5億立方という指標でございます。

⑥森林資源の適正な管理による健全な森林への誘導、こちらも先ほど御説明したとおりでございます。

⑦人工造林面積のうち、コストの低減に取り組んだ造林面積の割合、令和3年度の44%を令和10年度に85%。

さらに最後、山村地域の活力創造への寄与ということで、先ほども説明させていただいたとおり一部見直して、全ての都道府県で木材利用量を増加させるということにさせていただいております。

9ページを御覧ください。

こちらが次期計画の本文の策定に当たっての対応ということでございますが、委員の皆様には事前に送付もさせていただきまして、頂いた意見は反映できるものはもう既に反映をさせていただいておりますけれども、簡潔に説明をさせていただきますと、①として現行計画の策定以降の情勢の変化のうち、森林整備保全事業計画に関する事項ですが、例えば令和5年5月の花粉症対策の全体像を踏まえて、発生源対策に関する記述を充実いたしております。

また、11ページを御覧ください。

路網整備の推進に向けて、走行車両の大型化や豪雨の増加等に対応した林道整備に関する記述を追加しております。

9ページにお戻りを頂きまして、②で既存の記載事項等の修正ということでございますけれども、これは12ページの方で、国土強靱化計画の変更を踏まえて、既存の記述の時点修正をさせていただきました。

それ以外の観点といたしまして、重複した記述を削除するなど分かりやすさの観点から記述の見直しや構成の変更を行っております。

例えば、13ページを御覧いただきますと、森林の有する多面的機能に関しまして、本審議会におきまして全国森林計画の御審議の際に御指摘を頂きました、森林の有する多面的機能に関しまして注を付してございます。こういった修正を加えて本文を見直してございます。

14ページを御覧ください。

今後の予定でございますけれども、本日説明をさせていただきました素案は、2月下旬頃を目途にパブリックコメントを行いたいと考えております。最終的には4月頃答申を頂き、5月頃には閣議決定手続を経て計画を策定する考えでございます。

説明は以上でございます。

○土屋会長 分かりやすい説明ありがとうございました。

今、齋藤課長の方から御説明がありましたように、この森林整備保全事業計画は森林整備事業、それから治山事業。森林整備事業というのは、昔の言い方言えば造林事業と林道事業になるんですが、いわゆる林野の公共事業についてのこれから5年間の計画ということになります。

それで、この計画の特徴は、中心的に御説明いただいたように、成果指標というのを設定していて、これはいわゆる事業量であるアウトプットではなくて、その事業によってどういう効果が得られたのかを指標で示す、いわゆるアウトカムというのを、中にはちょっとアウトカムとアウトプットの間かなというのものもあるんですけども、そういう形でお示するという、国民に分かりやすくお示するというのが一つこの計画の特徴になっていると思います。

ですので、今日の御議論も成果指標についての御議論が多くなるかと思うんですが、もちろんこれ以外の本文の方も、全国森林計画やその前の森林・林業基本計画の変更、それから最近の情勢や政策の変更に合わせて変更されていますので、それについても御議論いただければと思います。

それで、これから皆さんに手を挙げていただいて、御意見、御質問をお伺いするんですが、事前に事務局の方から御欠席の委員の皆さんには質問表を任意ですが出していただけないかということをお願いしていました。これは前から何回も申し上げていますが、欠席されてしまうとその方々の御意見というのがなかなか反映しにくい。もちろん、これも御説明がありましたように事前に事務局が各委員の方にいろいろ御説明やそれから質問、意見をお伺いし上がっているんで、そこでももちろん吸収はできるんですけども、もう少し別にここで表明したい意見

というもおありになると思うので、意見書というのを、制度ではないんですけども、この審議会では作るようにしております。

今回、御欠席の小貫委員から意見書の提出がありましたので、皆さんから御意見を頂く前に小貫委員の意見書をまずは御紹介させていただいて、それから皆さんに手を挙げていただくようにしたいと思います。

ここで御紹介するのは二つあります。

一つは要望と、もう一つは意見ということになっています。まずは要望ですが、次期成果指標（案）の目標の（２）④の花粉関係のところ。「再生林の現場では、「花粉の少ないスギ苗木」の入手が難しいのが現状です。林野庁におかれても、苗木増産への支援を是非ともお願いいたします」、というのが、成果指標部分の目標（２）の④に関する小貫委員からの御要望です。

もう一つは意見です。次期成果指標（案）の目標の（４）⑧です。「〔当該成果指標を評価する際、地域経済への影響に係る指標として、木材・木製品製造品出荷額等を参考とする。〕とする一方で、成果指標の算定方法では数量で算定しています。市況影響を排除する意味では、数量指標に統一した方が明確かと思えます」、という御意見がありました。

事務局の方からまとめて回答を頂きますので、今の小貫委員のも、一つの御意見、御質問として捉えていただいて、あと今日御出席の皆さんの御意見、御質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

オンラインの方もいかがですか。

それでは、少し委員の方に考えていただく時間を作る意味でも、今の小貫委員について御回答いただけますか。

○齋藤計画課長 まず、御要望で再生林の現場ではということで、花粉の少ない苗木の入手が難しいという件でございますけれども、花粉症対策の初期集中対応パッケージでは、官民連携で花粉の少ない苗木の増産体制の整備を進めるために、国立研究開発法人森林研究・整備機構における原種苗木を増産するための原種増産施設の整備や、都道府県における採種園等の造成、民間事業者によるコンテナ苗を生産するハウス等の施設整備等を対策として織り込み、進めることとしております。関係予算を措置しておりますので、こういったものを御活用いただきまして、花粉の少ない苗木の生産の拡大を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、成果指標（案）の目標（４）⑧の関係で御意見を頂きました。

本指標では、都道府県別の伐採立木材積の推計値を用いて達成状況を把握しております。推

計には素材生産量等を用いているため、完全に市況影響を排除しているとは言えませんが、木材・木製品製造品出荷額等は使用しておりません。

一方で、生産された素材が木質バイオマスとして大量に使用されるなどすると、伐採立木材積の増加と地域経済の発展の関係が薄れてしまう可能性もあることから、素材生産量の増減に併せて、木材・木製品製造業の出荷額の増減を確認することとしております。

なお、現計画で本指標の基準を達成した都道府県43のうち、30で木材・木製品製造品出荷額等も増加していることを確認しており、伐採立木材積の増加と地域経済の発展の関に大きなずれはないものと考えてございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうでしたら、ほかに御質問、御意見等はありませんでしょうか。よろしいですか。

恐らく事務局とのやり取りの中でいろいろな御質問等もあり、それについてはある程度御理解の上で臨まれていると思います。御意見についてもかなり事務局で吸収していただいて修正等が加えられていると思いますので、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

はい、どうぞ、丸川委員。

○丸川委員 全くこれで結構なんですけど、目標値がこの数字だということに対して、専門家の方は当然だと思うんですけども、その数字そのものの位置づけというか、これは相当厳しい成果目標だと思うんですけども、私は数字そのものよりも、この考え方がどうだったかということ世の中に説明していただくことで納得感が得られるんじゃないかなと。

例えば、ある数字が85%になった、21億立方が25億立方になった。それは考え方のところを十分咀嚼して理解いただくことが、それならば、という信頼感につながると思いますので、何かそういうことができるといいのかなというふうに感じたところが一つ。

もう一つは、文章の方で大変いいと思うのは、私は国土交通省とかの仕事もやっていますが、流域治水とか、あるいはカーボンニュートラルのほかの省庁との関係を出されておりますので、そういった連携もやりながらというのを言われると非常にいいんじゃないかなというふうに思っております。これは感想です。

○土屋会長 ありがとうございます。非常に重要な点の御意見だったと思います。

これは御意見ということなんですけれども、もしもあれば。

○齋藤計画課長 ありがとうございます。

今、御意見いただきましたように、成果指標、単に数字を示すだけではなく、もちろん本文は御覧のとおり字がいっぱいのものでございますけれども、今後、策定以後、国民の皆様にお

示しするときに、今御指摘いただいたような形で御理解いただけるようなコメントを付すとか、見やすさの観点から工夫をすることで、より理解が深まるように取り組みたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

この件になるといつも私は言うことがあって、成果指標を作るのに非常に努力されてるんですね。これは検討委員会も含めてなんですけれども、それはやはり国民になるべくこの内容をしっかり分かっていただくということなので、今、丸川会員がおっしゃったように数字だけが表に出ても余り意味がなくて、なぜそういうことを国民の方に御説明したいと思ったか、その理由をしっかり説明しなきゃいけないと思いますので、また別の言い方をすれば、それをしっかり説明しないと作った意味がないものになってしまいますので、その辺これからよろしくお願いいたします。

ほかはいかがですか。

はい、どうぞ、小野委員。

○小野委員 事前の説明でもちょっと意見を言わせていただいたんですけども、今回の数字をどうするというよりも、どうしても違和感を感じる部分があって、何か改善策がないかなど考えてることがあって、意見をお伝えさせていただきたいと思うんですが、7ページの目標（4）の部分ですね。山村地域の活力創造への寄与というタイトルなんですけど、中身を見てみると森林資源を活用した地域づくりの推進という中で、目標が木材の伐採、木材利用の話のみなのがとても違和感があります。

というのは、これはもちろん森林整備の保全事業の計画だと思うんですが、今、森林・林業基本計画の中には、新たな山村価値の創造という、「山村」という言葉の使い方をしていて、この目標（4）の山村地域の活力と言っているにもかかわらず木材利用の話だけというのは、やはり今、森林サービス産業というのを林野庁も推進している中では、聞いている立場からすると置いてきぼりにされているというか、どのように数値目標を立てたらいいのかというところは大きな課題だと思うんですが、例えば森林サービスだったり森林空間を利用することも森林資源の利用に入るので、その利用についての森林整備がどのくらい進んだかとか、例えば道がどのくらい長さが引かれたかとか、何かそういった指標の検討もしていただくと、山村地域の活力という言葉に適するのではないかなと思いました。

以上、是非今後検討いただけるとうれしいです。

○土屋会長 ありがとうございます。

もうここは一問一答でいきたいと思いますので、よろしいですか。

○齋藤計画課長 御意見ありがとうございます。

御指摘のとおり、山村地域の活力創造の目標という観点で言えば、木材生産以外の森林の経済効果ということが重要であるということはいささかも間違いのないということだというふうに認識しております。

一方で、委員おっしゃったように、森林整備保全の指標ということで、やはりこの森林整備事業、治山事業の成果をとこの計画の趣旨ということに鑑みたときに、どういう指標を構築したらいいのかというのは、以前にもお話ししたところではありますが、毎回悩んでおります。

実は、これはちょっと文脈が違うんですけども、森林整備保全事業の費用対効果分析って、これも行政の営みとしてずっとやってきているものがございまして、その検討の中で、実は景観便益、すなわち森を森林整備した結果、どのように住民の皆さんにそういった景観の便益が感じていただけるかということ、そちらの費用対効果分析手法の方で調査を始めております。まだプレ調査の段階でございまして、今後また検討を重ねなければいけませんけれども、そういったところの成果なども少しこちらにフィードバックできないかとか、様々我々なりに検討を重ねていきたいというふうに思います。

御意見ありがとうございます。

○土屋会長 回答ありがとうございます。

ちょっとこの辺は苦渋のところだとは思いますが、景観便益という新しいタームが出てきたので期待したいと思います。

ほかはよろしいですか。

はい、どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 何点かございますが、いわゆる林業に携わる者ということからしますと、目標の3ページですが、目標（3）の持続的な森林経営の推進という現行の成果指標が、森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与と、変更されていることについて、違和感がございます。私どもからすれば、この従来現行指標の言い方が分かりやすいのではないかと考えています。この循環利用を通して持続可能な社会と言っていますが、「社会」とは何か、これを実現するための循環利用とは何か非常に分かりづらい文章だなという感じを受けました。

また、従来目標ですと、例えば単層林の造林面積だとか、そういうのがその目標として出てくるわけですが、今回は森林資源の適正な管理による健全な森林への誘導率と、これもよく分からない気がします。この辺の考え方について実は少し御説明を頂いたのですが、い

ま一つ理解ができませんでした。

また、成果指標⑥で、持続的な森林経営の推進の目標値を35%としていますが、これは全国森林計画の目標値を15年で割って、それに5年掛けたらという風に見えますがいかがでしょうか。

そのほか、いろいろなところで面積の数字が出てくるんですが、例えば、母数をスギ人工造林面積で、その分子がスギのいわゆる花粉の少ないスギ苗木の植栽面積というように出てくるわけですが、この根拠となる数値は非常に分かりづらいと思います。スギの本数や苗木の本数など、もう少し分かり易い数値を教えてくださいたいと思います。

まだ他にも細かいことが幾つかあるのですが、また長くなりますのでこの辺にさせていただきます。

○土屋会長 ありがとうございます。

あと、今、飯塚委員から手が挙がってるということなので御発言いただけますか。

飯塚委員、ミュートではないかと思うんですが。

まだ入ってないかな。入らないですかね。

飯塚委員、ちょっと時間を置きましょう。

そうしましたら、今の吉川委員からの御意見について回答をお願いします。

○齋藤計画課長 再度、詳細については御説明に上がりたいと思いますが、御指摘いただいた点で積算根拠がちょっとよく分からないという部分、先ほどもこの計画を作成したあかつきには国民の皆様にご理解を頂きやすい形でということもお話しさせていただいたところですが、今ほどありましたように、人工林面積であるとか、苗木の本数であるとか、どういう分母の数字を基にしてやっているのかということが御紹介できるような方向で検討していきたいと思えます。

そもそのところで、目標の持続的な森林経営の推進を、森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与というふうに改めるということについては、これは繰り返しの説明になってしまいますけれども、ほかのものがいずれも、一つ上で言えば国民の多様なニーズに応える森林への誘導という形であるとか、森林整備あるいは保全を通じてどういうことを目指すのかという観点で目標を定めてきているので、そういった観点で事務局としては少しでも御理解をいただけるようにということで修正を加えております。

それから、⑥の指標で持続的かつ適正な森林経営による健全な森林への誘導率、これが全国森林計画との関係でというお話ございました。もちろん、全国森林計画に基づいて策定する森

林整備保全事業計画でございますので、これを全く離れてということには当然なりませんし、我々として最初の5か年で実施すべき数量というのは、このバックの数値としては根拠を持って35%をはじめております。

そういう意味では、単純に3分の1にしてるだけじゃないかという御指摘は当たらないのかなというふうに思っております。

事務局からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

飯塚委員なんですが、チャットで御質問を簡潔にお伝えいただいたので、それを私が代読するのでよろしいですか。はい、すみません。

「チャットにて失礼いたします。④の指標ですね。スギ人工造林面積に占める花粉の少ないスギ苗木植栽面積の割合について、スギに限定するとヒノキ生産地の方が不平等と感ずるのではないでしょうか」、という御質問がありました。

それから、もう1点、こちらは意見ですが、「複層林施業についての解像度がいま一つはつきりせず、都道府県や市町村で奈良県、長野県などの先進事例にて現地検討会を行うなどはいかがでしょうか。私も詳しくはないので勉強中なのですが」、ということでした。

これは御意見ということだと思いますが、以上です。

どうもありがとうございました。

ほかにももしも御質問、御意見があれば、もう一つぐらい言っていただいてから回答をお願いしたいと思いますよろしいですか。

じゃ、どうぞ。

○秋吉委員 人工造林面積のうちのコストの低減に取り組んだ造林面積の説明のところですかね。10ページの下の方なんですけれども、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進するとともに、その後うんぬんで造林の省力化と低コスト化を図るとあるんですけれども、これは主伐後植栽をした後の造林の省力化というところは下刈りの回数の軽減とかを含んであるんですかね。あと低コスト化というところは、造林に対して機械化等でのコスト化を図るということの意味であるのかなと、ちょっとそこを質問したいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から回答をお願いします。

○齋藤計画課長 御意見、御質問ありがとうございます。

まず、ヒノキをというお話を頂きました。このスギの花粉症対策全体像の枠組みは、まず有

病率の高いスギの花粉症対策ということターゲットにして取りまとめられておりました、それを一つこの森林整備保全事業計画の方に反映した観点でスギというふうに限られているところではございますが、もちろんヒノキや他の樹種の対策が要らないという意味では当然ございませんし、そういったことの対策というのは、全体の中でしっかり取り組んでいかなければいけないものだというふうには考えてございますけれども、この森林整備保全事業計画におきましては、この花粉症対策の全体像を踏まえた形で記載をさせていただいたということで、スギに限っているということでございます。

それから、造林の低コスト化の話もございましたけれども、これは含んでいないというのがお答えでございます。

それから、複層林の話は、この森林整備保全事業計画の中ではもちろん択伐とか誘導伐なり、そういったことを行って、混交林化、その先には天然林化を進めるという森林整備の形態の中で指標化をさせていただいておりますけれども、現場におきまして、その複層林化ということについて、現実の林分でどういう混交林を作っていくのかとか、そういったことで山の誘導の仕方とか、そういうことの工夫というのは様々な形態があるということは我々も認識しておりますし、そういった多様な森林の在り方ということを当然包含した全国森林計画であり森林整備保全事業計画だという認識でございますけれども、今御提案のあった現場でのそういった取組に林野庁としても参画するなりの方法を取りながら、よく現場の状況とすり合うように取組を進めてまいりたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

私の方にありますスケジュールによりますと、大体このぐらいの時間で次に進行しろという話になってるんですけれども、まだもう少しありましたらいかがかと思いますが、よろしいですか。

ありがとうございます。

そうしましたら、特に修正が必要だというような御意見ではなかったというふうに思いますので、林野庁には先ほど御説明ありましたように、本案をもってパブリックコメントを実施していただきたいと思っております。そのパブリックコメントの結果を受けて4月になりますか、次の林政審議会場で、もう一度この計画について審議してそこで決めるということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、御審議どうもありがとうございました。

それでは、次に議事の（２）その他に進めさせていただきます。

先ほども申しましたように、その他には幾つか入ってるんですが、まずは、「令和6年能登半島地震への林野関係の対応状況」。それと関連した「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（農林水産関係）」。それから、「令和6年度林野関係予算」と「令和6年度税制改正事項」について事務局からまとめて説明を頂き、それを受けて御意見、御質問をまとめて頂くということにしたいと思います。

それではまず、「令和6年能登半島地震への林野関係の対応状況」について、河合治山課長からお願いします。

○河合治山課長 それでは、治山課の河合から、令和6年能登半島地震への対応状況につきまして、資料2を用いて御説明させていただきます。

最初の1ページでございますが、林野関係被害は新潟県、富山県、石川県、長野県より報告を頂いておりますが、能登半島の方に集中しております。山腹崩壊等の山地災害は88か所、林道施設災害が172か所、木材加工流通施設被害が31か所、特用林産施設等被害が84か所となっております。

次のページをお願いいたします。

今回の地震により発生いたしました山腹崩壊等のうち、緊急に復旧整備が必要な石川県珠洲市2か所及び志賀町1か所につきまして、1月12日に災害関連緊急治山事業を採択いたしました。詳細につきましては、6ページに資料を添付してございます。

2ページの3番のMAFF-SATは農林水産省サポート・アドバイsteamのことでございまして、各県、市町村等への支援として発災翌日の1月2日からリエゾンや治山林道技術者を派遣いたしました。1月15日からは能登半島地震山地災害緊急支援チームを編成いたしました。石川県と連携して奥能登地域における避難所、集落周辺の森林や、既存の治山施設の危険度点検、山地の被害状況の把握、復旧対策に向けた技術的な支援を行っております。

それに加えて、森林総合研究所や学識経験者による調査も実施しております。

4番目でございますが、ヘリコプターからの調査でございます。発災翌日の1月2日及び5日に近畿中国、関東、中部の各森林管理局がヘリによる上空からの調査を実施いたしました。新潟、富山の各県はヘリの同乗もしていただき、被害状況を確認していただいております。

1月21日に坂本農林水産大臣がヘリコプターによる上空からの調査を実施いたしまして、珠洲市仁江町の大規模崩壊地などを確認していただいております。

続いて、被災団体等の御協力といたしましては、日本林野測量協会からは撮影したデータを林野庁及び被災県に御提供いただき、日本林業土木連合協会からは土木資材を石川県庁に運搬、

提供していただきまして、これを活用し、石川県森林土木協会が亀裂が確認された斜面の応急対策を実施していただいております。

次のページでございます。

石川県から暖房用、調理用の木炭、練炭、燃焼器具の要請を受け、日本煉炭工業会、全国燃料協会に調達を要請し、富山県からの発送を皮切りに、福島県、鳥取県などから木炭9トン、練炭5トン、コンロ120台を供給しております。

また、仮設住宅の建設に不可欠な基礎用杭丸太や住宅用木材を円滑に供給できるよう、林野庁から全国木材組合連合会、日本合板工業組合連合会、日本木材防腐工業組合、全国森林組合連合会に対して協力要請をしております。林野庁窓口へ被災木を受け入れたいとの御連絡を頂きました事業者の情報を、新潟県、富山県、石川県へお伝えしたほか、石川県には近隣の5県に所在する被災木を受け入れて加工、利用できる施設の情報を提供しております。

続きまして、資料の7ページを御覧ください。

木造建築物等の被害状況調査についてでございます。今回の地震による木造住宅等の被害状況につきましては、国土交通省の研究機関による調査が行われ、過去の地震被害と同様に建築年代が古い木造建築物が倒壊又は大破していたとの調査報告が公表されたところです。

また、東北大学による現地調査や、京都大学による耐震シミュレーションも行われており、同様の結果が発表されております。

資料8ページをお願いいたします。

これは、震度7の地震が2回発生し、多くの住宅が被害を受けた2016年の熊本地震の際のデータとも一致しております。

林野庁といたしましては、引き続き国交省等とも連携しながら、情報収集を行いつつ、現在の耐震基準を満たしている建物の安全性等についてしっかりと情報発信してまいります。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

この地震については、地理、地形、若しくは地質的な状況もあって、なかなか復旧が難しいということを聞いております。別の言い方をすれば、かなり林野関係のいろいろな部署の支援が役に立つ部分でもありますので、引き続き審議会にも情報をお願いいたします。

次に、「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（農林水産関係）」と、「令和6年度林野関係予算」について、まとめて望月林政課長から御説明をお願いいたします。

○望月林政課長 それでは、私の方から資料3を用いて御説明をさせていただきたいと思いま

す。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

1 ページは、被災者の生活と生業支援のパッケージの概要でございます。林野関係につきましては、左下の赤囲みでございまして、5点記載しております。

1 点目でございますが、被災した山林施設の早期復旧を支援するということであります。激甚指定になっていきますので、災害復旧の国庫補助率はかさ上げになるということでございます。

2 点目が、目視では確認困難な地域につきまして、航空レーザー計測で調査を実施するということでございます。

3 点目が、山地災害発生の危険度が高い荒廃地における治山対策、森林整備を支援するということ。

4 点目が、被災した木材加工流通施設あるいは特用林産振興施設等の復旧、整備等を支援するということ。

5 点目が、被災林業者、木材産業者への金融支援ということでありまして、10年間の実質無利子化なり、セーフティネット資金の貸付限度額引上げということでございます。

これらのパッケージのうち、2番、4番につきましては、1月の予備費で既に措置をしているところでありまして、2番が15億円、4番が4億円という措置をしております。残りのものにつきましても、これから順次、予備費なり補正予算なり当初予算で措置していくということでございます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。

これは林野関係予算の概要でございます。令和6年度の概算決定額でございます。この真ん中のところにありますように、全体で3,003億円でございます。内訳といたしましては、公共事業が1,982億円、非公共が1,021億円となっているところでございます。

ちなみに、右側に補正予算額を書かせていただきましたが、補正予算額は1,401億円ということでありまして、昨年度、令和4年度補正が1,162億円だったのに比べまして大きく確保しているところでございます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

まずは、林野独自のものというよりは、農林水産省全体の中での柱として食料の安定供給の確保という柱が一つございます。これは①に書いてございます燃油・資材の森林由来資源への転換等対策ということでございます。

具体的には、キノコの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援する。それから、木質バイ

オマスの収集・運搬等の取組を支援するというところでございまして、令和6年度当初で3億円、右側には補正予算20億円と書かせていただいているところでございます。

それから、4ページをお開きいただきたいと思います。

これが林野の本体のグリーン成長の部分でございまして、まず最初に申し上げておきますが、花粉症対策につきましては、これは令和5年度補正予算で基本的に措置したということでございますので、令和6年度当初予算にはこのグリーン成長の予算を計上しているところでございます。

まず①、これは非公共事業でございまして、そのうちのアですね。アは、路網の整備・機能強化や高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施などについて当初予算64億円を措置して、補正で126億円。

イの林業デジタル・イノベーション総合対策、これは林業機械の自動化や遠隔操作化などに資する予算ですが、当初で4億、補正で2億ということになっています。

それから、ウの建築用木材供給・利用強化対策ということでございまして、木質耐火部材とかJAS構造材の建築への利用実証・普及ですとか、あるいはJAS製材のサプライチェーンの構築に向けたマッチングとか、CLTなどの建築物の低コスト化に向けた支援ということで、当初10億、補正が18億となっております。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

今度は需要のところでございます。エでございます。木材需要の創出・輸出力の強化対策ということでありまして、非住宅建築物における木材利用の促進ですとか輸出、それから合法伐採木材の利用促進などに当初で3億、補正で4億を充てています。

それから、オでございます。これは担い手対策でございます。「緑の雇用」事業ですとか、就業前の青年への給付金の支給などに当初で47億、補正で3億円ということです。

カからクは、当初予算のみでございます。カは、「新しい林業」に向けた林業経営育成対策ということで2億。

キは、意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化ということで4億。

クが、森林・山村地域振興対策で10億ということになっております。

6ページをお開きいただきたいと思います。

この②は、先ほど冒頭申し上げました花粉症対策でございますので、これは基本的に補正予算で措置したということでございまして、当初の欄は空欄になっております。

③番、④番、⑤番が公共事業でございまして、森林整備、治山事業、農山漁村地域整備交付金でそれぞれ所要額を計上しているところでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

7ページは、防災・減災、国土強靱化ということでございますが、先ほどの治山、森林整備の補正の欄の内数として、国土強靱化に資するものとしてそれぞれ右側に計上しております。また、災害復旧では補正予算で332億円計上したということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは最後に、「令和6年度税制改正事項」について、上杉企画課長からお願いいたします。

○上杉企画課長 企画課の上杉でございます。よろしく申し上げます。

資料は同じく資料3の30ページでございます。

30ページの一覧表のとおり、今回6件の税制改正要望を出してございまして、6件全て要望事項が認められているところでございます。本日は時間の都合もございまして、①、②、③の方を中心に御説明をさせていただければと思います。

まず、31ページを御覧いただきたいと思います。

①森林環境譲与税の譲与基準の見直しですが、令和6年度からの森林環境税の徴税に先駆けまして、譲与税につきましては令和元年度からスタートしております。31ページの図のように段階的に譲与額が増加する仕組みとなっております。

次に、32ページにございまして、自治体による活用も年々進んでおります。令和4年度の活用額は約400億円と全体の8割、令和5年度は年間の譲与額500億円を上回る537億円の活用が見込まれているところでございます。各自治体で積み立てていた基金を取り崩して実施している状況となっております。用途別の内訳は、間伐等の森林整備にその約6割が活用されてございまして、森林整備の割合が年々高まっている状況となっております。

これらの実績や、各自治体等からの譲与基準の見直しを求める声が多く寄せられてきたこと、令和6年度からいよいよ環境税の徴税が始まること、また、譲与額が500億円から600億円と100億円増加するタイミングであることを踏まえまして、林野庁では、森林整備を一層推進するために、一昨年来2年間にわたって譲与基準の見直しを要望してまいりました。

具体的には、森林整備と密接な関係にあります私有人工林面積の割合を高める形で税制要望をしてきましたが、最終的には与党の税制調査会での議論を踏まえまして、次の33ページのと

おり、もともと私有人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の割合だったものが、林業就業者数は据え置き、人口が30%から25%に減り、私有人工林面積が50%から55%に5%増加する形となったところでございます。

33ページの右の図のとおり、今回の見直しによりまして、令和6年度以降の増加分はおおむね森林を多く抱える自治体へ配分されまして、森林整備に向けた安定財源が確保されることとなりますので、2050年カーボンニュートラルの実現や花粉症対策の加速化といった新たな政策課題への対応など、森林整備の一層の推進への効果を期待しているところでございます。

あわせて、令和6年度から徴税が始まる森林環境税に対する国民の理解を深めていくことも重要でありますので、全国の自治体における譲与税の一層の活用の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、34ページの②軽油取引税の課税免除の3年延長でございます。中段の図にありますとおり、一般的に軽油価格1リットル当たり32.1円の購入価格に含まれる形で徴税されているところ、農林、漁業用等に使用される軽油は免税となっており、時限措置として3年ごとに延長要望を行ってきたものでございます。

昨今の燃料価格が高騰する状況下において、軽油販売価格の2割を占める32.1円の軽油取引税の免税は、事業者の経営の安定を図る上で非常に重要な措置であり、各関係団体からの強い要望も踏まえまして、昨年夏以降、税務当局である総務省と非常に厳しい折衝を重ね、与党の税制調査会によるプロセスを経て、最終的に見直しを受けることなく3年の延長が認められたものでございます。

最後に、35ページの③山林所得に係る森林計画特別控除の2年延長でございます。35ページにございますとおり、山林所得に係る森林計画特別控除につきましては、森林所有者の所得税の軽減措置でありまして、個人が所有する森林について森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、山林所得の計算上、その収入金額から伐採、搬出等の必要経費を控除した残額、図の水色の立木販売収入部分のうち、ピンク色部分である20%を森林計画特別控除として、これを控除できるものでございます。

これにつきましても、森林所有者にとって非常に重要な税制でありまして、財務省との折衝や与党税制プロセスを経て2年間の延長が認められたところでございます。

以下、④、⑤、⑥でございますが、時間の関係で省略をさせていただきます。

以上でございます。

○土屋会長 御説明ありがとうございました。

今、御説明いただいた四つの事項は、それぞれ非常に重みのある、また、情報量の非常に多いものなのですが、初めに申し上げましたように、まとめて御質問や御意見を受け付けたいと思います。

御質問、御意見をされる場合は、どの資料についての御質問、御意見かというのを初めに明示していただいて御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○松浦委員 松浦です。

先ほど、前段の方で御説明いただきました森林整備保全事業計画との関連ですが、それによりますと、令和10年度までに2,400か所を整備するということでした。1年に換算すると480か所。それと山地災害危険地区に対して治山事業を行う箇所が3万4,000か所、こういったようなお話がございましたが、今、御説明のありました令和6年の予算を見ますと624億で、たぶんこれに補正がつくとは思いますが、これで果たして先ほどの目標が達成できるのかどうかと心配になってきているところでございます。

もちろん、現場の方ではコスト縮減にも努力していただいている一方で、近年の資材費の高騰とか人手不足に関わる賃金の上昇等があって、そのためかどうか分かりませんが、現場では不調・不落が結構続出しているというお話を聞いています。

こういう状況の中で、先ほどの目標が達成できるのかというところがちょっと懸念されるところです。一方で、その砂防関係予算を見てみますと1,400億と2倍以上あって、治山関係ももっと厚く盛れないのかと思った次第です。いかがでしょうか。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう少しまとめてもしもあれば、お伺いしてからお答え願った方がいいかなと思うんですが、ほかはよろしいですか。

そうしましたら、今の松浦委員の御質問に対していかがでしょうか。

○河合治山課長 治山課長、河合でございます。御質問いただきありがとうございます。

整備箇所、非常に数多くあるところでございまして、どのようにやっていくのかというのは先ほど委員からもお話しいただきましたとおり、コストの縮減等も進めながらやっていくということは非常に重要なことかと思っております。

片や賃金また資材単価というのは非常に上がっているところでもあり、業界の方からも様々な対応も要請を頂いているところでございます。

現在、都道府県の課長様方と意見交換をする場を毎日持っていてございまして、不調・不落対策とかもどのようなことをやってるのかということをお話をお聞きしているのですが、そのような中で、事業者が受け取りやすい工事の発注の仕方をいろいろ今、各県でも模索していただいておりますし、我々としても事業者の方が我々の事業を選んでいただきますような、選ばれる森林土木というような積算の仕方でありましたり、発注の仕方でありましたり、様々な工夫をしているところでございます。

そのような中、単価が上がっていくというのはどうしても今の中、厳しいところでございますが、必要な予算は十分要求してまいりまして、対応していきたいと思っております。

なお、災害が発生した場合、今回の能登半島地震における対応などは、予備費等の対応もございまして、災害復旧事業というのは、通常の予算とは別枠で予算措置をしていただいておりますし、そのような予算の活用もしながら十分対応策が取れるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

オンラインの方もよろしいですか。

そうしましたら、「その他」は様々な面での御報告でしたので、これからも引き続き新しい状況が出ましたら御報告をいただければと思います。

今日は比較的短く会議時間が設定されているんですが、以上をもちまして、本日の予定されている審議会での議事は終わりました。

委員の皆様方には長時間にわたり大変ありがとうございました。

それでは、最後に青山林野庁長官からコメントがありましたら、お願いいたします。

○青山林野庁長官 本日も真摯な御意見をありがとうございました。

皆さんからお話、御意見、御質問いただいて事務方からお答えしているわけですが、必ずしも御満足いただけているとは私も思っておりませんで、今回は森林保全整備事業の計画の目標でありますので、その公共事業としてどんな指標を使って目標にして、志高い目標を作っておいて、更に今後その予算を確保していくという、そういうものだと思っておりますので、皆さんの御要請に必ずしもお応えできていないなというふうにじくじたる思いはございますけれども、これで進めさせていただきたいと思っております。

丸川委員から、これは数字だけでなくて意義をもっと説明できるようにというお話いただ

きました。これができました後、我々の行政を進めていくに当たって、どのような説明ができるのかというのをしっかりと考えていきたいと思ひますし、飯塚委員の方からもございました、スギだけやっけてヒノキかわいそうじゃないかというお話は、スギは花粉の少ない苗木ができてゐるんで目標も設定して全体としてやれたんですけども、ヒノキはまだまだ花粉の少ない苗木が少ないということで、途上にあつたので目標が設定できなくて、スギだけの重点計画になっております。

ヒノキの産地の皆さんからも、ヒノキもちゃんとやれと言われておりますので、花粉症対策の中ではやっけていきますし、スギと一緒に生えているヒノキなんかについては同じように扱ってしっかりとやっけていきませんと、私自身も花粉症でスギの後にはヒノキに悩まされる時期を迎えますので、ヒノキについてもやっけていきたいと思ひますし、この先ヒノキの花粉の少ない苗木ができましたら、同じように目標に加えていくというふうに説明をさせていただいております。

ということで、今日いろいろな御意見をいただきましてありがとうございます。この先もしっかりと御理解いただけて、我々の林野行政を進めていけるように努力していきたいと思ひますので、本日はお許しいただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○土屋会長 含蓄のあるコメントありがとうございました。

今年度、全国森林計画の検討もありましたし、昨年度は森林・林業基本計画も検討しました。今回の公共事業の計画である森林整備保全事業計画もその流れの中にあるわけですけども、計画というのは作ったのは最初であつて、その後どうそれが実際に実施されていくかということころをしっかりと見つめていくのが重要だと思ひています。委員の皆様にはこれからも、この森林整備保全事業計画についても、計画内容については是非注視をお願いいたします。

それでは、今日はこれで全てが終わりましたので、林政審議会を閉じさせていただきます。

次はもう年度を越えた来年度になりますので、少しすっきりした面持ちで皆さんとお会いできるんじゃないかと思っております。

今日は長い間ありがとうございます。事務局にお返ししたいと思います。

○望月林政課長 土屋会長、ありがとうございます。

次回の林政審議会は4月18日木曜日の13時5分から開催したいと考えております。委員の皆様方におかれましては御出席のほどよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

なお、この後、休憩時間を挟みまして施策部会を開催しますので、施策部会委員におかれましては引き続きよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 23 分 閉会